

議案第 4 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成 20 年 3 月 12 日

沖縄県教育委員会

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号ア(カ)及び(キ)を削り、同号ア中(ハ)を(キ)とし、(エ)を(カ)とし、(ウ)を(ハ)とし、(イ)を(エ)とし、(ア)を(ウ)とし、同号アに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 幼稚園教諭の一種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
5	45	4	20	6
6	40	4	18	5
7	35	3	16	5
8	30	3	14	4
9	25	2	12	4
10	20	2	10	3
11	15	1	8	3
12以上	10	1	7	2

(イ) 幼稚園教諭の二種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
6	45	5	30	
7	40	4	27	
8	35	4	24	
9	30	3	21	
10	25	3	18	
11	20	2	15	
12	15	2	12	
13以上	10	1	9	

第19条第1号ウ(エ)を削り、同号ウ中(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)を(イ)とし、同号ウに(ア)として次のように加える。

(ア) 幼稚園教諭の一種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
3	25	2	12	6
4	20	2	10	5

5	15	1	8	4
6以上	10	1	7	2

第19条第1号ク中「附則第29項及び第30項」を「附則第31項及び第32項」に改め、同条第2号ア中「第15条第1項から第3項」を「第15条第1項から第3項まで」に、「第3条」を「第4条」に、「第4条」を「第5条」に改め、同条第4号エ中「附則第11項」を「附則第12項」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「の規定する」を「に規定する」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「第6条別表第3」を「別表第3」に改める。

第34条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

第3号様式中「第10条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「又は第2項」を「から第3項まで」に改める。

第5号様式中

受けようとする 免許状の教科			
有する免許状の 種類		教科	

を

受けようとする 免許状の教科又は 教育領域			
有する免許状の 種類		教科又は 教育領域	

に

改める。

第19号様式中

特別支援教育に関する科目	
--------------	--

を

特別支援教育に関する科目 領域の追加	
-----------------------	--

に

改める。

第22号様式中

免許状の種類	教科	免許番号	授与年月日	授与権者
--------	----	------	-------	------

を

免許状の種類	教科又は 教育領域	免許番号	授与年月日	授与権者
--------	--------------	------	-------	------

に

改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁義務教育課

1 件名

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

(1) 教育職員免許法の一部が改正され、免許状が取上げになる事由に分限免職処分を受けた場合の条項が追加され、法の一部に条項ずれが生じた。

(2) 教育職員免許法施行規則第2条から第5条において、小、中、高、幼の順序で免許状取得に必要な科目の単位の修得方法が定められていたが、その順序が幼、小、中、高に改められた。

上記(1)及び(2)により、本県が免許状の授与申請手続きを具体的に定めている教育職員免許状に関する規則について、所要の改正を行う必要が生じた。

3 改正案の概要

(1) 規則の第34条及び第3号様式中の条項ずれを適正に改める。

(2) 第19条(単位の修得方法)中、免許区分別の表を幼稚園教諭から先に表示する。

また、これに伴い、表の見出し記号にずれが生じたため、適正に改める。

(3) その他、過去の条項ずれ及び規則の文言等を適切な表現等に改める。

(4) 規則は、平成20年4月1日から施行する。(附則)

4 根拠法令

(1) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)

(2) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省令の整備等に関する省令(平成19年省令第40号)

5 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

教育職員免許状に関する規則(平成元年沖縄県教育委員会規則第8号)新旧対照表

改正案

現行

(単位の修得方法)

第19条 検定により上級の免許状を受けようとする者及び他の教科についての免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。

(1) 免許法別表第3 関係

ア 免許法施行規則第11条(イに該当する場合を除く。)、第13条及び第14条の規定による場合

(1) 幼稚園教諭の一種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
5	45	4	20	6	
6	40	4	18	5	
7	35	3	16	5	
8	30	3	14	4	
9	25	2	12	4	
10	20	2	10	3	
11	15	1	8	3	
12以上	10	1	7	2	

(1) 幼稚園教諭の二種免許状の場合

(移設)

(単位の修得方法)

第19条 検定により上級の免許状を受けようとする者及び他の教科についての免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。

(1) 免許法別表第3 関係

ア 免許法施行規則第11条(イに該当する場合を除く。)、第13条及び第14条の規定による場合

(移設)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
6	45	5	30		
7	40	4	27		
8	35	4	24		
9	30	3	21		
10	25	3	18		
11	20	2	15		
12	15	2	12		
13以上	10	1	9		

(7) 小学校教諭の一種免許状の場合
表略

(8) 小学校教諭の二種免許状の場合
表略

(9) 中学校教諭の一種免許状の場合
表略

(10) 中学校教諭の二種免許状の場合
表略

(11) 高等学校教諭の一種免許状の場合
表略

(削除)

(削除)

(12) 小学校教諭の一種免許状の場合
表略

(13) 小学校教諭の二種免許状の場合
表略

(14) 中学校教諭の一種免許状の場合
表略

(15) 中学校教諭の二種免許状の場合
表略

(16) 高等学校教諭の一種免許状の場合
表略

(17) 幼稚園教諭の一種免許状の場合
表略

(18) 幼稚園教諭の二種免許状の場合
表略

イ 略

ウ 免許法施行規則第11条の表備考第3号及び第12条の規定による場合
(7) 幼稚園教諭の一種免許状の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
<u>3</u>	<u>25</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>12</u>	<u>6</u>
<u>4</u>	<u>20</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>10</u>	<u>5</u>
<u>5</u>	<u>15</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>8</u>	<u>4</u>
<u>6以上</u>	<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>2</u>

(1) 小学校教諭の一種免許状の場合
 表略

(2) 中学校教諭の一種免許状の場合
 表略

(3) 高等学校教諭の一種免許状の場合
 表略
 (削除)

エ〜キ 略

ク 免許法施行規則第31項及び第32項の規定により保健の教科の高等学校教諭の一種免許状を受けようとする場合
 (7)・(1) 略

イ 略

ウ 免許法施行規則第11条の表備考第3号及び第12条の規定による場合
 (移設)

(7) 小学校教諭の一種免許状の場合
 表略

(1) 中学校教諭の一種免許状の場合
 表略

(2) 高等学校教諭の一種免許状の場合
 表略

(3) 幼稚園教諭の一種免許状の場合
 表略

エ〜キ 略

ク 免許法施行規則第29項及び第30項の規定により保健の教科の高等学校教諭の一種免許状を受けようとする場合
 (7)・(1) 略

(2) 免許法別表第4 関係

ア 免許法施行規則第15条第1項から第3項までの規定による場合

受けようとする免許状の種類	教科に関する科目の単位の修得方法	教職に関する科目の単位の修得方法	教科又は教職に關する科目の単位の修得方法
中学校教諭専修免許状	免許法施行規則第4条の例による。	当該教科に関する科目の指導法の単位とする。	免許法施行規則第6条の2第1項の例による。
中学校教諭一種免許状			
中学校教諭二種免許状			
高等学校教諭専修免許状	免許法施行規則第5条の例による。		免許法施行規則第6条の2第1項の例による。
高等学校教諭一種免許状			

イ 略

(3) 略

(4) 免許法別表第6 関係

ア～ウ 略

エ 29年改正法附則第18項の規定により養護教諭の二種免許状を受けようとする場合（免許法施行規則附則第12項の規定による場合）

表略

(5)～(9) 略

(2) 免許法別表第4 関係

ア 免許法施行規則第15条第1項から第3項の規定による場合

受けようとする免許状の種類	教科に関する科目の単位の修得方法	教職に関する科目の単位の修得方法	教科又は教職に關する科目の単位の修得方法
中学校教諭専修免許状	免許法施行規則第3条の例による。	当該教科に関する科目の指導法の単位とする。	免許法施行規則第6条の2第1項の例による。
中学校教諭一種免許状			
中学校教諭二種免許状			
高等学校教諭専修免許状	免許法施行規則第4条の例による。		免許法施行規則第6条の2第1項の例による。
高等学校教諭一種免許状			

イ 略

(3) 略

(4) 免許法別表第6 関係

ア～ウ 略

エ 29年改正法附則第18項の規定により養護教諭の二種免許状を受けようとする場合（免許法施行規則附則第11項の規定による場合）

表略

(5)～(9) 略

(人物の基準)

第21条 免許法第6条第1項に規定する人物の検定基準に関し、次の各号のいずれかに該当する者は、不合格とする。

(1)～(5) 略

(実務の基準)

第22条 略

2 免許法別表第3備考第8号及び第10号に規定する期間には、前項に規定するもののほか、次に掲げる期間も実務の年数に算入しないものとする。

(1)～(5) 略

(返納命令)

第34条 免許法第10条第1項及び第11条第4項の規定により失効した免許状を返納させようとするときは、返納命令書(第24号様式)による。

第3号様式(第3条-第15条関係)

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

年 月 日

氏名



沖縄県教育委員会 殿

(人物の基準)

第21条 免許法第6条第1項の規定する人物の検定基準に関し、次の各号のいずれかに該当する者は、不合格とする。

(1)～(5) 略

(実務の基準)

第22条 略

2 免許法第6条別表第3備考第8号及び第10号に規定する期間には、前項に規定するもののほか、次に掲げる期間も実務の年数に算入しないものとする。

(1)～(5) 略

(返納命令)

第34条 免許法第10条第1項及び第11条第3項の規定により失効した免許状を返納させようとするときは、返納命令書(第24号様式)による。

第3号様式(第3条-第15条関係)

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

年 月 日

氏名



沖縄県教育委員会 殿

備考

教育職員免許法第5条第1項

- 第3号 成年被後見人又は被保佐人
- 第4号 禁錮以上の刑に処せられた者
- 第5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 第6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成
立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を
結成し、又はこれに加入した者

第5号様式（第8条一第15条関係）

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員検定願

沖縄県教育委員会 殿

本 籍
現 住 所

年 月 日

備考

教育職員免許法第5条第1項

- 第3号 成年被後見人又は被保佐人
- 第4号 禁錮以上の刑に処せられた者
- 第5号 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 第6号 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受
け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成
立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を
結成し、又はこれに加入した者

第5号様式（第8条一第15条関係）

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員検定願

沖縄県教育委員会 殿

本 籍
現 住 所

年 月 日

ふりがな 氏 生年月日 年 月 日生
 電話番号

受けようとする免 許状の種類	教諭	免許状
受けようとする免 許状の教科又は教 育領域		
有する免許状の種 類	教科又は 教育領域	
番号	授与 権者	
	授与年 月日	
※欄は記入しないこと。		
※ 受 付	※ 判定	※ 不合格の理由

第19号様式 (第28条関係)

教育職員免許状原簿

氏 名	性 別	年 月 日生

ふりがな 氏 生年月日 年 月 日生
 電話番号

受けようとする免 許状の種類	教諭	免許状
受けようとする免 許状の教科		
有する免許状の種 類	教科	
番号	授与 権者	
	授与年 月日	
※欄は記入しないこと。		
※ 受 付	※ 判定	※ 不合格の理由

第19号様式 (第28条関係)

教育職員免許状原簿

氏 名	性 別	年 月 日生

本籍		旧本籍：							
本書	交換		理由						
	再交付		理由						
	失効、取上		理由						
	免許状種類		免許番号	第	号				
教科又は教育領域	授与		授与年月日	年	月	日			
	根拠規定								
	学校・教育機関の名称		年	月	日				
	受講又は学問場		年	月	日	から	年	月	日
授与条件		基礎及び資格基礎許(取年月日)				(年	月	日)

本籍		旧本籍：							
本書	交換		理由						
	再交付		理由						
	失効、取上		理由						
	免許状種類		免許番号	第	号				
教科又は教育領域	授与		授与年月日	年	月	日			
	根拠規定								
	学校・教育機関の名称		年	月	日				
	受講又は学問場		年	月	日	から	年	月	日
授与条件		基礎及び資格基礎許(取年月日)				(年	月	日)

教科に関する科目	割	印
修得単位		
養護に関する科目		
栄養に係る教育に関する科目		
教職に関する科目		
教科（養護・栄養）又は教職に関する科目		
特別支援教育に関する科目 領域の追加		

第22号様式（第32条関係）

沖縄県収入
ちよきん
 証紙貼付欄

教育職員免許状授与証明書交付願

年 月 日

本籍所名
 現住所名
 氏名
 生年月日
 電話番号

④
 年 月 日
 生

沖縄県教育委員会 殿

教科に関する科目	割	印
修得単位		
養護に関する科目		
栄養に係る教育に関する科目		
教職に関する科目		
教科（養護・栄養）又は教職に関する科目		
特別支援教育に関する科目		

第22号様式（第32条関係）

沖縄県収入
ちよきん
 証紙貼付欄

教育職員免許状授与証明書交付願

年 月 日

本籍所名
 現住所名
 氏名
 生年月日
 電話番号

④
 年 月 日
 生

沖縄県教育委員会 殿

授与証明を受ける免許状						
本籍	氏名		生年月日	年	月	日
免許状の種類	教科又は 教育領域	免許番号	授与年月日	授与権者		

授与証明を受ける免許状						
本籍	氏名		生年月日	年	月	日
免許状の種類	教科	免許番号	授与年月日	授与権者		